

通勤手当の支給に関する要領

平成16年10月1日

16川総労第324号

1 自己都合を理由とする「通勤方法の変更」の設定について

通勤区分のうち「通勤方法の変更」について、自己都合を理由とするものは、次に掲げる合理的な理由によりやむを得ない場合に認定を行うことができる。

なお、届出にあたっては、各所属帳から総務企画局労務課長あての「理由書」を添付しなければならないものとする。

(1) 病気・怪我等により原稿の通勤方法では通勤が困難な場合

(2) その他総務企画局労務課長が認める場合

2 支給単位期間の特例の適用について

支給単位期間の特例については、次に掲げる事由の発生日が確定し、あらかじめ明らかであって、かつ、当該特例を適用した認定及び支給等が可能である場合に特例として摘要することができる。

(1) 退職

(2) 長期出張

(3) 派遣（他都市交流）

(4) 庁舎移転

(5) 日勤・隔勤の変更

(6) 転居

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。